

科目6

障害のある子どもへの理解

科目6：障害のある子どもの理解

ねらい

- 障害のある子どもを理解するための基礎を学んでいる。
- 障害のある子どもの保護者と連携するために必要なことを学んでいる。
- 障害のある子どもと保護者を理解するための継続的な学習の必要性を理解している。

主な学習内容

- 子どもの障害についての基礎知識
- 発達障害についての基礎知識
- 障害のある子どもの保護者を理解するための基礎知識
- 障害のある子どもと保護者を理解するための学習

1. 子どもの障害についての基礎知識
2. 発達障害についての基礎知識
3. 障害のある子どもの保護者を
理解するための基礎知識
4. 障害のある子どもと保護者を
理解するための学習

1. 子どもの障害についての基礎知識

1. 子どもの障害についての基礎知識

障害者基本法 第2条 (抜粋)

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

児童福祉法 第4条第2項

この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

1. 子どもの障害についての基礎知識

障害とは…

- ① 障害の種類は4つ。身体の障害、知的の障害、精神の障害（発達障害を含む）、その他の難病を含む心身の機能の障害
- ② 「障害」という個人の要因と「社会的障壁」の環境の要因の相互作用によって生ずる生活のしづらさや困り感であり、変化する状態像である
- ③ 子どもの場合は、医学的診断や障害者手帳がなくても、その必要性が判断されれば障害児として早期から公的な支援を受けられる

1. 子どもの障害についての基礎知識

障害者基本法

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することにならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

1. 子どもの障害についての基礎知識

放課後児童クラブで障害のある子どもを受け入れる意義

障害者基本法

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

1. 子どもの障害についての基礎知識

放課後児童クラブで障害のある子どもを受け入れる意義

- ◎障害のある子どもも同じ個性豊かな「子ども」であるということ
- ◎全ての子どもの「違い」を認め、障害や特性に配慮すること（合理的配慮）
- ◎ふれあいながら、育ちあうということ

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ運営
指針解説書』フレーベル館

【関係法令】

- ・障害者基本法(昭和45年法律第84号)
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ・児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目6

障害のある子どもへの理解

1. 子どもの障害についての基礎知識
2. 発達障害についての基礎知識
3. 障害のある子どもの保護者を
理解するための基礎知識
4. 障害のある子どもと保護者を
理解するための学習

2. 発達障害についての基礎知識

2. 発達障害についての基礎知識

知的障害について

- 知的発達の遅れにより、年齢に応じた社会的な適応が難しいことがある
- IQはおおむね70～75以下とされている
- 全体的に緩やかであったり、部分的に緩やかであったりする
- 小学校のなかでは、特別支援学級に所属している子どももいる
- 普通学級に所属し、必要に応じての学習等の支援を受けている子どももいる

2. 発達障害についての基礎知識

発達障害者支援法

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

(略)

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

◆発達障害特性はスペクトラム（連続体）

◆脳の機能障害であり、本人のやる気の問題ではない

2. 発達障害についての基礎知識

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴う
こともあります

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、
興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

それぞれの障害の特性

注意欠陥多動性障害(AD/HD)

- 不注意
- 多動・多弁
- 衝動的に行動する

学習障害(LD)

- 「読む」、「書く」、「計算する」
等の能力が、全体的な
知的発達に比べて極端に苦手

2. 発達障害についての基礎知識

発達障害の特性に応じた合理的配慮の例

- ◆発達障害の子どもは情報の処理が苦手なことが多いので、なるべく静かな環境を用意する
- ◆見て判断することが得意なので絵や文字のカードで説明を補足する、見通しが持てると安心できるので事前に伝えておく
- ◆相手の気持ちを推測するのが苦手なので、言葉にして伝えたり、どうしたら良かったのかの対処方法を具体的に伝える
- ◆忘れても思い出せるよう大切なことは常に掲示しておく
- ◆してほしくないことは禁止語でなくどうしたら良いかを伝えること
- ◆一度に複数のことを言われると混乱するので一つずつ伝える、
- ◆苦手な部分は手伝いながら最後は子ども自身が仕上げる など

・発達障害者支援施策：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hattatsu/

・国立障害者リハビリテーションセンター：発達障害情報・支援センター ホームページ

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

・発達障害のある人への合理的配慮。国立障害者リハビリテーションセンター：発達障害情報・支援センター

<http://cpedd.nise.go.jp/rikai/goritekihairyo>

・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター「合理的配慮と基礎的環境整備」

<http://cpedd.nise.go.jp/rikai/goritekihairyo>

【関係法令】

・発達障害者支援法（平成16年法律第167号）



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目6

障害のある子どもへの理解

1. 子どもの障害についての基礎知識
2. 発達障害についての基礎知識
3. 障害のある子どもの保護者を
理解するための基礎知識
4. 障害のある子どもと保護者を
理解するための学習

3. 障害のある子どもへの保護者を 理解するための基礎知識

3. 障害のある子どもの保護者を理解するための基礎知識

◎保護者支援と子ども支援はつながっている

◎保護者を支えるときの心構え

- ①障害の原因は保護者のかかわりではないこと
- ②障害のある子の子育てには困難さが伴うこと
- ③我が子の障害を受容することは相当な葛藤や努力を要すること

3. 障害のある子どもの保護者を理解するための基礎知識

◎保護者の気持ちを受け止めていく姿勢

- ◆慰めたり、一般論や支援者の価値観を押しついたりしない
- ◆「傾聴」と「共感」（理解しようとする努力、姿勢）

◎保護者に寄り添うこと

- ◆保護者が「自己決定」できるような支援
- ◆「自己決定」を尊重する

◎日々の連絡、情報共有

- ◆頑張っていることや上手くいったエピソードを伝える

参考資料

・家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 ～
障害のある子と家族をもっと元気に～
(平成30年 3月29日) 家庭と教育と福祉の連携
「トライアングル」プロジェクトチーム

・一般社団法人日本子ども虐待防止学会(2020)「障害児虐待
等についての実態把握と虐待予防に関する家族支援の在り方、
障害児通所事業所・障害児入所施設における事故検証について」
報告書(厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業)

【関係法令】

・児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目6

障害のある子どもへの理解

1. 子どもの障害についての基礎知識
2. 発達障害についての基礎知識
3. 障害のある子どもの保護者を
理解するための基礎知識
4. 障害のある子どもと保護者を
理解するための学習

4. 障害のある子どもと保護者を 理解するための学習

4. 障害のある子どもと保護者を理解するための学習

◎保護者自身の子育ての悩みやストレスが強い場合

- 一時預かりなどのレスパイト
- 精神面でのケアやカウンセリング
- ペアレント・トレーニングなどの保護者向けの支援プログラム

◎連携する機関

- 放課後等デイサービス事業所などの障害児支援機関
- 学校
- 小学校入学前に利用していた保育所、幼稚園、認定子ども園
- 児童発達支援センターなどの障害児通所施設

など

4. 障害のある子どもと保護者を理解するための学習

◎課題が発生した場合

- ・適切な専門家につなぐこと（相談支援機関、放課後等デイサービス事業所、特別支援学校のコーディネーターや、「保育所等訪問支援」などの活用）
- ・情報の収集（関係機関での有効な手立てやツール等）

4. 障害のある子どもと保護者を理解するための学習

◎事例検討と研鑽（内部学習会、外部研修への参加）

◎子どもの育成支援の視点

「直接的な支援」…子どもに対する支援

「間接的な支援」…保護者への支援、専門機関との
連携を通して行う子どもへの支援

参考資料

- ・家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 ～
障害のある子と家族をもっと元気に～
(平成30年 3月29日) 家庭と教育と福祉の連携
「トライアングル」プロジェクトチーム
- ・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ運営指針
解説書』フレーベル館



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。